明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二二）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務一九七）　一
○除籍が滅失した件（法務一六三）　一
○債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一六六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一四一三～一四一六）　二
○火薬類取締法第四十五条の七第一項の規定に基づき指定試験機関の名称の変更の届出があった件（経済産業一一八）　三
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の住所の変更届出があった件（同一一九）　三
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する件（国土交通四六二）　三
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（同四六三）　四
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁七～一一）　四
○動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（環境四四）　五
○特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目の一部を改正する件（同四五）　五
○特定動物の飼養又は保管の方法の細目の一部を改正する件（同四六）　五
○第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目を定める件（同四七）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用の条件変更が決定された件（防衛八一）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（東北地方整備局一二八）　七
○自動車専用道路に関する件（関東地方整備局二四二、二四三）　八
○道路に関する件（同二四四、二四五）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同二四六）　八
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（中国地方整備局九〇～九四）　九
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一七、一八）　九

〔国会事項〕

内閣　外務省　一〇

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕　一二
官庁事項
指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　一二
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
法　務　一二
再審による無罪判決の公示（高知簡易裁判所）　一二
〔資　料〕　一二
閣議決定等事項
〔公　告〕　一二
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
警察共済組合定款の一部変更・役員の就・退職関係　一三〇
会社その他

省　令

○経済産業省令第二十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三十二、様式第三十四及び様式第三十五中「社団法人全国火薬類保安協会」を「公益社団法人全国火薬類保安協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　称	平成二十五年度豪州における射撃訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十五年四月二十七日から平成二十五年五月二十八日まで
三　派遣人数（概数）	四十人程度
四　派遣地域	オーストラリア連邦ビクトリア州

○法務省告示第百六十三号

鳥取県米子市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年五月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。